

(資 料 編)

【 目 次 】

《資料編》

1 条例等

1-1 大崎町防災会議委員	1
1-2 大崎町防災会議条例	2
1-3 大崎町災害対策本部条例	4

2 連絡体制

2-1 防災関連機関一覧	5
--------------	---

3 危険箇所等

3-1 河川危険箇所	7
3-2 海岸危険箇所	7
3-3 急傾斜地崩壊危険箇所	7
3-4 土石流危険箇所	9
3-5 山地に起因する危険箇所	10
3-6 急傾斜地崩壊危険箇所	14

4 消防団

4-1 消防分団	15
----------	----

5 避難場所・避難所等

5-1 避難場所（災害発生時に安全に避難できる場所）	16
5-2 避難所（避難が長期化する場合の避難所）	16
5-3 災害救助法が適用された場合等の追加避難場所（2次開設）	17
5-4 津波の際の一時避難場所（高台）	17
5-4 ヘリコプターの発着場	17
5-5 ドクターヘリ地発着場所	18

6 施設等

- 6-1 災害時要配慮者関連施設…………… 18
- 6-2 火葬場…………… 18

7 応援協定等

- 7-1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定
- 7-2 鹿児島県消防相互応援協定
- 7-3 消防相互応援協定（鹿屋市・東串良町）
- 7-4 大崎町における大規模な災害時の応援に関する協定書（九州地方整備局）
- 7-6 災害時の放送に関する協定書（大崎町災害対策連絡協議会）
- 7-7 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定
- 7-8 災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社鹿屋営業所）

第2 災害対策本部組織

- 一般災害対策編 第3部災害応急対策/第1章活動体制の確立/第1節応急活動体制の確立
- 地震災害対策編 第3部地震応急対策/第1章活動体制の確立/第1節応急活動体制の確立
- 津波災害対策編 第3部津波応急対策/第1章活動体制の確立/第1節応急活動体制の確立

第3 町災害対策本部の事務分掌

- 一般災害対策編 第3部災害応急対策/第1章活動体制の確立/第1節応急活動体制の確立
- 地震災害対策編 第3部地震応急対策/第1章活動体制の確立/第1節応急活動体制の確立
- 津波災害対策編 第3部津波応急対策/第1章活動体制の確立/第1節応急活動体制の確立